

議案第78号

飯能市郷土館条例の一部を改正する条例（案）

飯能市郷土館条例（平成元年条例第33号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

飯能市立博物館条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、飯能市立博物館（以下「博物館」という。）を飯能市大字飯能258番地の1に設置する。

第2条を削る。

第3条中「郷土館」を「博物館」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「郷土館」を「博物館」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「郷土館」を「博物館」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「郷土館」を「博物館」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「郷土館」を「博物館」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（入館料）

第7条 博物館の入館料は、無料とする。ただし、市長は、博物館が期間を定めて特別の資料の展示をした場合は、入館料として当該展示に係る必要な対価を徴収することができる。

第8条を次のように改める。

（入館料の減免）

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

第10条を削る。

第9条中「郷土館」を「博物館」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（入館料の還付）

第9条 既に納めた入館料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により博物館を利用することができないとき。
- (2) その他市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

第16条を第17条とする。

第15条中「郷土館」を「博物館」に改め、同条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第11条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(博物館協議会)

第11条 法第20条第1項の規定に基づき、飯能市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の飯能市郷土館条例の規定により任命されている飯能市郷土館協議会の委員は、その任期満了の日までは、改正後の飯能市立博物館条例の規定により任命された飯能市立博物館協議会の委員とみなす。

(飯能市情報公開条例の一部改正)

- 3 飯能市情報公開条例(平成11年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「郷土館」を「博物館」に改める。

(飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「郷土館協議会」を「博物館協議会」に改める。

平成29年11月24日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市郷土館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>飯能市立博物館条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、飯能市立博物館（以下「博物館」という。）を飯能市大字飯能258番地の1に設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(管理)</u></p> <p>第2条 <u>博物館は、飯能市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(職員)</u></p> <p>第3条 <u>博物館に、館長その他必要な職員を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(休館日)</u></p> <p>第4条 <u>博物館の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p style="text-align: center;"><u>飯能市郷土館条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>郷土の歴史、民俗及び考古に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管、調査及び研究を行うとともに、これらの活用を図り、もって市民の郷土愛と文化の向上に寄与するため、飯能市郷土館（以下「郷土館」という。）を飯能市大字飯能258番地の1に設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(業務)</u></p> <p>第2条 <u>郷土館は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>資料の収集、整理及び保存に関すること。</u></p> <p>(2) <u>資料の調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>資料の展示及び利用に関すること。</u></p> <p>(4) <u>資料についての専門的な知識の啓発及び普及に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他郷土館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(管理)</u></p> <p>第3条 <u>郷土館は、飯能市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(職員)</u></p> <p>第4条 <u>郷土館に、館長その他必要な職員を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(休館日)</u></p> <p>第5条 <u>郷土館の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p>

2 省略

(利用時間)

第5条 博物館を利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、博物館の利用を制限することができる。

- (1) 省略
- (2) その他博物館の管理上支障があると認められるとき。

(入館料)

第7条 博物館の入館料は、無料とする。
ただし、市長は、博物館が期間を定めて特別の資料の展示をした場合は、入館料として当該展示に係る必要な対価を徴収することができる。

(入館料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の還付)

第9条 既に納めた入館料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により博物館を利用することができないとき。
- (2) その他市長がやむを得ない理由が

2 省略

(利用時間)

第6条 郷土館を利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、郷土館の利用を制限することができる。

- (1) 省略
- (2) その他郷土館の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第8条 郷土館の使用料は、無料とする。

あると認めるとき。

(損害賠償)

第10条 博物館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、博物館の施設、設備及び資料を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があるとき、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第11条 法第20条第1項の規定に基づき、飯能市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第12条 省略

(委員の任期)

第13条 省略

(会長及び副会長)

第14条 省略

(協議会の会議)

第15条 省略

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、博物館において処理する。

(委任)

第17条 省略

(損害賠償)

第9条 郷土館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、郷土館の施設、設備及び資料を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があるとき、その全部又は一部を免除することができる。

(郷土館協議会)

第10条 郷土館の運営に関する事項を調査し、及び審議するため、飯能市郷土館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第11条 省略

(委員の任期)

第12条 省略

(会長及び副会長)

第13条 省略

(協議会の会議)

第14条 省略

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、郷土館において処理する。

(委任)

第16条 省略

飯能市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 図書館、<u>博物館</u>その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 図書館、<u>郷土館</u>その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p>

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
	支給区分	金額		支給区分	金額
省略			省略		
博物館協議会	省略		郷土館協議会	省略	
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		